

「義務付け・枠付けの見直し」等のための構造改革特区の共同提案 一覧

No.	要望事項又は具体的に求める措置の概要	発案県	共同提案 都道府県数	第1次回答	第2次回答	最終回答	所管省庁	
1	保育所の人員、設備等に関する基準の参酌基準化及び同基準を定める権限、施設の設置認可、指導監督権限の市町村への移譲	大阪府	41	C	C	C	厚生労働省	
2	私立保育所の2歳以下児の給食の外部搬入を認める	兵庫県	37	C	C	C	厚生労働省	
3	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とする	埼玉県	35	C	C	F	厚生労働省	
4	特例病床許可に際しての同意を要する大臣協議の廃止	京都府	42	C	C	F	厚生労働省	
5	道路構造令及び標識令の条例委任の適用範囲(県管理国道)の拡大	徳島県	45	D	D	D	国土交通省	
6	家庭的保育事業における面積・人員配置基準の参酌基準化	大阪府	40	C	C	C	厚生労働省	
7	社会福祉法人に限定されている福祉的就労(就労継続支援B型)の実施主体要件の条例委任(NPO法人等への拡大)	富山県	47	C	B-1	B-1	厚生労働省	
8	認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)への障害者受け入れ	富山県	42	F	F	F	厚生労働省	
9	介護保険施設等の人員・設備・運営基準の条例委任(介護ボランティアの活用やEPAによる外国人介護福祉士等の受入れ促進)	介護ボランティアの活用 外国人介護福祉士等の受入れ促進	愛媛県 静岡県	C	C	C	厚生労働省 法務省 外務省	
				C	C	C※1		
10	小規模多機能型居宅介護事業所のショートステイ利用を登録者以外に拡大	京都府	45	D	C	C	厚生労働省	
11	介護老人保健施設・介護療養型医療施設において併設型ショートステイの実施を可能にする	京都府	46	D	D	D	厚生労働省	
12	看護師資格を持つ訪問介護サービス提供者に、居宅医療ケアサービスの提供を認める	京都府	44	F	F	F	厚生労働省	
13	訪問リハビリサービスの利便向上及び供給拡大並びに従業者の雇用拡大	主治医の診断のみで訪問リハビリサービスを提供可能にする 訪問リハビリ事業所開設主体の制限撤廃 訪問リハビリサービス提供対象の拡大	京都府	45	D	C	C	厚生労働省
				C	C	C		
				E	C	C		
14	小規模多機能型居宅介護の定員基準の緩和、報酬の見直し、医療機能付加型の制度化等	小規模多機能型居宅介護における登録定員や利用定員の緩和又は市町村権限委任 小規模多機能型居宅介護を普及させるための基本報酬の見直し ケアマネジメントの改善や他サービスとの併用可など制度の柔軟運用 医療機能付加型の小規模多機能型居宅介護の創設	大阪府	45	C	C	C	厚生労働省
				D	C	B-2		
				D	C	C		
				F	F	B-2		
15	下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和(国庫返納不要に)	民間事業者等による土地活用 補助対象施設の整備及び維持管理に充てることとした場合、国庫返納を不要とする	大阪府	47	B-1	B-1	B-1 ※2	国土交通省
				B-2	B-2	B-2 ※2		
16	回復期リハビリテーション病棟の廊下幅基準の廃止	京都府	38	C	C	C	厚生労働省	
17	介護予防サービス計画の策定に係る外部委託制限の撤廃	京都府	45	F	F	F	厚生労働省	
18	宿泊型自立訓練に係る定員・居室面積・地域移行支援員の必置義務の参酌基準化	兵庫県	47	C	C	C	厚生労働省	
19	児童相談所長、児童自立支援施設長の任命基準の参酌基準化	京都府	44	C	B-2	B-1	厚生労働省	
20	保健所長の医師資格要件の廃止(職員に医師がいる場合)	京都府 埼玉県	38	C	C	C	厚生労働省	
21	普及指導員の任用資格要件の一部の都道府県条例への委任	埼玉県	39	F	F	F	農林水産省	
22	下水道法第7条(構造の基準)の廃止	大阪府	45	F	F	B-2 ※2	国土交通省	
23	鳥獣保護区等の区域指定の標識設置基準の撤廃	福岡県	41	B-2	B-2	B-2 ※2	環境省	
		A 構造改革特区として対応		0	0	0		
		B-1 全国的に対応(回答時の年度で対応)		1	2	3		
		B-2 全国的に対応(回答時の翌年度で対応)		2	3	5		
		C 構造改革特区として対応不可		14	17	14		
		D 現行規定により対応可能		6	2	2		
		E 事実誤認		1	0	0		
		F 提案の実現に向けて対応を検討		6	6	6		
		計		30	30	30		

※1 最終回答において、一部B-1(本資料上はCとカウント)とされた部分あり。

※2 当該項目については、平成23年3月30日に最終回答が出された。その他は平成23年8月2日に最終回答が出された。

No.22においては、検討要請の回答後、改正法案の提出時期が明確になったため最終回答でB(本資料上はB-2とカウント)とされた。